

測量調査設計業務実績情報システム (AGRIS)に関する特記仕様書

第1条

受注者は、農水港湾部が所掌する農業農村整備事業における業務については、契約時又は変更時において委託料が100万円以上の業務について、当初契約時、登録内容の変更時、業務完了時において、当初契約時は契約締結後、15日(休日等を除く)以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日(休日等を除く)以内に、業務完了時は完了後15日(休日等を除く)以内に、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)に基づく業務実績データを作成し、監督員に提出するものとする。

ただし、変更時と完了時の間が、閉庁日を除き15日間(休日等を除く)に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。また、後日、登録機関から発行される業務実績登録通知を監督員に提出しなければならない。なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。登録できる技術者は業務計画書に示した技術者とする(担当技術者の登録は8名までとする)。